

旧統一教会の問題に端を発する被害者救済法の改正に関する意見書（案）

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する信者からの多額の寄附がその家族や子供の生活を破壊している実態が次々と明らかになった。この状況を踏まえ、国において、いわゆる被害者救済法が成立した。しかし、旧統一教会の2世信者たちの一部は、同法の内容では救われずとして、実効性のある法律にするよう求めている。

同法では、寄附が必要不可欠であることを告げるなど、不当勧誘行為で寄附者を困惑させることを禁止している。しかし、旧統一教会などに対して寄附をする場合、必ずしも「困惑」しておらず、マインドコントロール下で自ら進んで寄附をするケースが多いと考えられるため、「困惑」しないで行う寄附を規制すべきである。

全国霊感商法対策弁護士連絡会は、旧統一教会は単なる宗教団体ではなく、資金作りを担う事業部門や、各国の政権に何としても食い込もうとアプローチする政治部門、新聞などで主張を発信する部門などを備えた複合体であることや、宗教団体の伝道であることを隠したまま「先祖の因縁」などで恐怖感・不安感をあおり、身近な人に相談もさせず、「やめる自由」を事実上なくして信仰させるなど、信仰の自由を侵害していることを指摘している。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、被害者救済法について、マインドコントロール下の寄附の規制を盛り込むなど、真に実効性のあるものへと改正するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 宛て